



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 2 2 2 0 1 4 年 1 2 月 1 9 日

タイにおける商標登録の商品・役務の表示

タイは2013年3月1日付けで商品34分類(第1類～第34類)役務11分類(第35類～第45類)のニース協定第10版を採用した。この分類は、商品・役務の国際分類として知られており、タイの商標登録官も従っているが、しばしば商品・役務を更に明確に特定することを要求される。

タイにおける商標登録に関して、タイの商標登録官に認められる商品・役務の表示は以下の通りである。

商品の表示:

タイ商標法B.E.2534(A.D.1991)の第9条に基づいて、商標登録出願は特定の商品について申請することができる。

多くの出願人は商標出願時にできるだけ広く権利を取得することを望む。自己の製品を広い概念の語で表示することによって、出願人は自己の業務及び製品に関して将来の拡張の余地を確保できる。しかしながら、タイの商標登録官はクラスヘディングやサブクラスヘディングのような広い概念の表示は認めず、商品・役務は個別に指定しなければならない。

一方、過度に詳細に表示すると他の類に属し削除しなければならないこともある。更に、出願人は指定商品・役務の表示に「including」、「especially」、「thereof」、「for example」、「such as」の語を使用することは避けるべきである。

商品数の補正：

最近、タイの商標登録官は補正された商品が出願時の商品の範囲内であっても最初の商品数を増やす商品補正を拒絶している。

このことを念頭において、出願人は最初の出願時に商品を詳細に特定すべきである。出願人は出願時に各商品を個別に指定する必要がある。

適当でない表示と補正案：

以下に商品・役務の適当でない表示と補正案を列挙する。

第 1 類：

”chemicals”と”chemicals used in industry”は適当な表示でない。出願人は更に詳細に、例えば、”chemicals substances for use in the cosmetics industry”, ”chemical substances for use in the chemical industry”の如く表示すべきである。この分類は”chemicals for medical science”を含まないので、不明確な商品には”other than for medical or veterinary purposes”を使用できる(例えば、”chemical preparations for analysis in laboratories, other than for medical or veterinary purposes”)。

第 3 類：

”cosmetics”, ”make-up”及び”perfumery”は適当な表示ではない。これらの商品は更に限定が必要である。以前、”cosmetics for use with eyes, cheeks and hair”は認められたが、現在は認められていない。

しかしながら、”facial make-up kits”, ”facial skin care cosmetic kits”及び”body skin care cosmetic kits”は認められている。”perfumery”を使用する代わりに、”perfume”, ”eau de cologne”及び”eau de toilet”を使用することができる。

第 5 類：

不明確な商品や他の類に分類される商品に関して”for medical use”を使用できる。例えば、”nutritional additives for medical use”, ”nutritional food supplements for medical use”, ”dietetic beverages for medical use”などがある。

第 7 類:

不明確な商品に関して”machines”又は”parts of machines”を使用できる。例えば、”drilling press (machines)”, ”electric cutters (machines)”, ”caulking guns (parts of machines)”, ”air spray guns (parts of machines)”, ”valves (parts of machines)”, ”crankcases (parts of machines)”などである。

第 10 類:

他の分類に属する可能性のある不明確な商品に関して、”for medical purposes”を付加できる。例えば、”x-ray apparatus”, ”x-ray photographs”, ”x-ray tubes”, ”protection devices against x-rays”などがある。

第 25 類:

”pants”や”shoes”は適当な表示ではない。”pants”は”pants (excluding sports pants and underpants)”, ”sports pants”又は”underpants”に限定する。”shoes”は”shoes (excluding sports shoes)”又は”sports shoes”に限定する。

第 28 類:

”toys”は適当な表示ではない。当該商品は”toys made of plastic”, ”toys made of rubber”, ”toys made of metal”, ”toys made of paper”などに限定する。

第 35 類:

”retail services”は適当な表示ではない。”business management assistance for retail services”及び”the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods”は当該サービスを広く保護する表示として勧める。

その他:

商品・役務の国際分類はガイドラインとなるが、例示が少なく完全はガイドにはならない。更に、そこに表示された全ての商品・役務が商標登録官に受け入れられるとは限らない。

受理される表示の要件を理解するには商標登録官とのやり取りの経験が必須である。各商標登録官の見解が異なることがあるので、過去に登録された商品が後に受理されるとは限らない。従って、商標登録官とのやり取りで予期できないこともあるが、現行のプラクティスを十分に理解しなければならない。